

市第40号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

横浜市寺尾地域ケアプラザ

」を

「

横浜市寺尾地域ケアプラザ
横浜市生麦地域ケアプラザ

」に、

「

横浜市反町地域ケアプラザ

」を

「

横浜市反町地域ケアプラザ
横浜市六角橋地域ケアプラザ

」に、

「

横浜市下永谷地域ケアプラザ

」を

「

横浜市下永谷地域ケアプラザ

」に、

横浜市芹が谷地域ケアプラザ

横浜市岩崎地域ケアプラザ

横浜市岩崎地域ケアプラザ

横浜市川島地域ケアプラザ

横浜市大場地域ケアプラザ

横浜市大場地域ケアプラザ

横浜市恩田地域ケアプラザ

を

に、

を

に改める。

別表第 3 中

「横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ」を

「横浜市生麦地域ケアプラザ

横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ

横浜市六角橋地域ケアプラザ」に、

「横浜市日野南地域ケアプラザ」を

「横浜市芹が谷地域ケアプラザ

横浜市日野南地域ケアプラザ

横浜市川島地域ケアプラザ」に、

「横浜市鴨居地域ケアプラザ」を

「横浜市鴨居地域ケアプラザ

横浜市恩田地域ケアプラザ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市生麦地域ケアプラザ等を設置するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 1（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
（省 略）	横浜市鶴見区
横浜市寺尾地域ケアプラザ	
<u>横浜市生麦地域ケアプラザ</u>	
（省 略）	横浜市神奈川区
（省 略）	
横浜市反町地域ケアプラザ	
<u>横浜市六角橋地域ケアプラザ</u>	
（省 略）	
（省 略）	横浜市港南区
横浜市下永谷地域ケアプラザ	
<u>横浜市芹が谷地域ケアプラザ</u>	
（省 略）	横浜市保土ケ谷区
（省 略）	
横浜市岩崎地域ケアプラザ	

<u>横浜市川島地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市青葉区
<u>横浜市大場地域ケアプラザ</u>	
<u>横浜市恩田地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第 3 (第 2 条第 3 項及び第 4 項)

(省略)

横浜市生麦地域ケアプラザ

横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ

横浜市六角橋地域ケアプラザ

(省略)

横浜市芹が谷地域ケアプラザ

横浜市日野南地域ケアプラザ

横浜市川島地域ケアプラザ

(省略)

横浜市鴨居地域ケアプラザ

横浜市恩田地域ケアプラザ

(省略)